

慶弔見舞金規程

社会福祉法人 佐貫会

社会福祉法人佐貫会 慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐貫会（以下「法人」という。）が行う慶弔見舞金について、必要な事項を定める。

(弔慰金の支給)

第2条 法人の役員及び評議員の弔事に対しては、次のとおり弔慰金を支給する。ただし、選任後1ヶ月未満の場合は、別途、理事会において協議する。

- (1) 役員及び評議員 30,000 円。ただし、理事長及び理事長職務代理者 50,000 円
- (2) 役員及び評議員の配偶者 20,000 円
- (3) 役員及び評議員の父母（同居の義父母を含む。）及び子 10,000 円
- (4) 役員及び評議員の祖父母又は兄弟姉妹 5,000 円

(見舞金の支給)

第3条 法人の役員及び評議員等が、病気や怪我により7日以上入院した場合には、次のとおり見舞金を支給する。

- (1) 役員及び評議員 20,000 円
- (2) 役員及び評議員の配偶者 10,000 円
- (3) 役員及び評議員の父母（同居の義父母を含む。）及び子 5,000 円

2 法人の役員及び評議員が、天災・事故等不慮の災害を被った場合には、10,000 円の見舞金を支給する。

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。